

◎議案第 2号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第2号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは、ページ数は議2-1です。議案第2号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年1月24日提出。白老町長。

白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。

白老町附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。
別表第2項に次のように加える。

議2-3ということで、議案説明をいたします。議2-3を見ていただきたいと思います。
白老町附属機関の設置に関する条例の一部改正について。

子ども・子育て支援法（平成24年度法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、白老町子ども・子育て会議を設置するため、本条例の一部を改正するものである。

続きまして、議2-4です。白老町附属機関の設置に関する条例新旧対照表がございますので、そちらのほうを見ていただきますと、改正前、改正後となっております。ここに、教育委員会の附属機関に加えるということでアンダーラインを引いてありますが、そこを読ませていただきます。

白老町子ども・子育て会議、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項に関する調査及び審議。（1）、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に規定する事務に関すること。（2）、子どもに関する憲章等に関すること。（3）、前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める本町の子ども・子育て支援施策に関することでございます。

補足説明をさせていただきます。この条例改正についてです。この条例改正は、白老町附属機関に白老町子ども・子育て会議を加える条例改正です。本会議では、子ども・子育て支援法に規定する事務、子ども憲章に関する事項、本町の子ども・子育て支援施策の調査・審議を行います。

具体的な調査・審議内容としましては、子ども・子育て支援事業計画にかかわるニーズ調査及び子ども・子育て支援事業計画等を審議します。また、現在ある白老町次世代育成支援地域対策協議会を廃止して、今回設置する白老町子ども・子育て会議でその役割を担います。委員の定数は、子ども・子育て支援法の規定から、子供の親を加えて現状の白老町次世代育成支援地域対策協議会よりも1名増員します。ということでございます。

続きまして、議2-2を見ていただきます。今お話ししました教育委員会の諮問に応じてということで、新旧対照表でお話ししました。続きまして、委員の定数は12人以内ということで

ございます。それから、委員の任期は2年ということでございます。

附則です。この条例は、平成26年2月1日から施行する。

以上、ご審議いただきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 今の説明で、ニーズ調査とかをすると。また、次世代育成のほうを廃止してこちらのほうの白老町子ども・子育て会議にしますという説明だったのですけれども、教育長にお伺いいたします。今回このような形できちんとするということは別にどうのこうのという問題ではなくて、教育長として、新たにつくる白老町子ども・子育て会議、どうのことを考えられて、どのような政策というのですか、これから展開していかれるというお考えなのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） この子ども・子育て会議自体は、国の法に基づいての設置のあり方であります。これは簡単に言いますと、これからの子供支援をどういうふうにして町としてやっていくかというその計画と実施方法、また実施していく内容についての捉え方をする会議でございます。ただ、うちには今まで今課長のほうから説明がありましたように、次世代育成の委員会もございました。そういう中で積み上げてきた子ども・子育て施策のあり方を全般的に推進していく、そういう会議にしていきたいと思っております。

ですから、今議会のほうにもご説明を申し上げております子ども憲章等も含めまして、今後の子供の育成、それから子育て世代の支援の仕方、そういうものについて進めていく一つの会議だと認識しております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 今までの形をこれからさらに発展的にさせていくという考え方なのだろうと思うのですが、今までいらっしゃった次世代育成の委員の方々はほとんど横すべりというような形でいかれるお考えなのではないでしょうか。それとも新たな形で公募なり人選なりをするお考えなのではないでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。それで質問を終わります。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは、西田議員の質問にお答えしたいと思います。構成員ですけれども、今構成員が11人いらっしゃいます。それぞれ団体から構成員の推薦をいただいておりますので、その団体の11人の皆さんについては、今までの次世代の協議会の土台もございまして、そういう議論の中で進めているということでございますので、その部分の11名については、それぞれの団体から推薦いただくという予定にしています。

また、今回条例の一部改正を議決いただきましたら、ここにありましており子ども・子育て支援法第77条第1項において、子供の親という部分を加えて、その部分が非常に子ども・子育てを今当事者としてやっているということなので、その部分の要請が国からございます。そ

の子供の親を加えてという部分1名をこれから公募いたしたいと思っています。
以上です。

○議長（山本浩平君） ほか質疑ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第2号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。